資料３

総 務 省

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における特別支援区域等の加入光ファイバ接続料について

（ヒアリングの考え方）

令和８年11月27日
事務局

検討事項①　（二重回収のおそれ）

- NTT東西から説明のあったとおり、**第二種交付金の開始後においても、加入光ファイバ接続料について現行の算定方法※を維持した場合には、**交付金対象地域におけるエリア個別の増分コストの内数に含まれる**第二種交付金相当分について、第二種交付金と加入光ファイバ接続料の双方での二重回収が発生する。**

  ※全エリアの加入光ファイバコストを合算した接続料原価を、全エリアの回線数の合計で除した全国平均の接続料を算定し、エリア及び自社・他社を問わず全ての回線に適用。

- 第二種交付金の算定方法は確定しているところ、**二重回収が生じないようにするには、加入光ファイバ接続料の算定において、接続料原価から適切な金額を控除することが必要となる**。

- 接続料原価から控除する方式として、NTT東西の提案において、
  ① **交付金対象地域におけるエリア個別の増分コストを把握し、全国平均接続料の接続料原価から控除**する（全国平均接続料の接続料原価には算入しない）方式 【加算料方式】
  ② **NTT東西が受領する第二種交付金収入（加入光ファイバに相当する部分に限る）を、全国平均接続料の接続料原価から控除**する方式 【控除方式】

  の２つの方式が示されたところであるが、いずれの方式においても二重回収が問題となる「交付金対象地域におけるエリア個別の増分コストの内数に含まれる第二種交付金相当分」は適切に控除されており、**二重回収の解消という観点からはいずれの方式も適当と認められる**。

- 接続料原価から控除するそれぞれの方式は、検討事項②の加入光ファイバ接続料の算定方法に密接に関わるものであることから、**いずれの方式がより適切であるかについては、当該方式を踏まえた加入光ファイバ接続料の算定方法のいずれがより適切であるかを評価することにより判断することが適当**と考えられる。

- なお、**控除方式と比べて加算料方式は、控除すべき金額の把握に要するコストが大きい**と考えられる（※加算料方式においては対象エリア毎の増分コスト・回線数の把握が必要）が、そのことのみをもっていずれの方式が適切か判断するのではなく、**それぞれの方式を踏まえた加入光ファイバ接続料の算定方法に基づく（接続料の算定・精算を含む）制度運営に要するコスト全体を評価**することが適当と考えられる。

検討事項②（加入光ファイバ接続料の算定方法）

- **二重回収を解消するために接続料原価から控除するそれぞれの方式を踏まえた加入光ファイバ接続料の算定方法**として、NTT東西の提案においては、次の2案が示されたところ。

【案１：加算料方式】
- ✓ 交付金対象地域における**エリア個別の増分コストを、全国平均接続料の接続料原価から控除し、全国平均接続料を設定**
- ✓ **当該増分コストを当該エリアの回線数で除して「加算料」を設定**し、**当該「加算料」を対象エリアの回線**（交付金対象となるNTT東西のFTTHサービス利用分＋交付金対象外である他事業者及びNTT東西の他サービス利用分）**に適用**
- ✓ **NTT東西及び交付金対象地域において接続する他事業者は、対象エリアの回線数に応じ、全国平均接続料に加え加算料が適用**され、**その他の事業者は全国平均接続料のみ適用**

【案２：控除方式】
- ✓ NTT東西が受領する**第二種交付金収入（加入光ファイバに相当する部分に限る）を、全国平均接続料の接続料原価から控除し、全国平均接続料を算定**（※控除した接続料原価はNTT東西の利用部門が負担し、第二種交付金により補填）
- ✓ **NTT東西を含むすべての事業者について、全国平均接続料を適用**

- この２案に関し、**NTT東西としては、加算料方式の場合、**エリアに応じた精算対応が必要であり、ユーザの申込単位で提供義務が生じる**最終保障提供責務の導入により、**対象エリアが広範かつ事前に予測し得ないものとなり、件数が大幅に増加する可能性があることから、**加算料負担に係る事業者の予見性低下や接続料算定・精算の負担増大、ユーザ料金への影響といった課題が生ずる**として、簡便な算定が可能であり、加算料を設定した場合の課題も回避可能な**控除方式が現実的としている**。

- 各案の接続料水準の影響は資料２（P.6）のとおりであり、エリア個別の増分コスト全体を控除する**加算料方式の方が控除額が大きくなることから全国平均接続料が安くなる一方、交付対象地域の接続事業者は加算料の追加により回線当たりの負担額は大幅に増加**することが見込まれる。各事業者への影響額は資料２（P.7）の試算のとおりであるが、これらの**影響度合いは今後の各事業者の事業・地域展開やNTT東西における交付金対象地域の拡大等の動向により変わり得る**ものと考えられる。

- また、加算料方式を採用した場合には、
  - ✓ 外形的には対象エリアの接続料負担に係るNTT東西と他事業者の同等性が担保されるが、**NTT東西は第二種交付金により補填を受ける一方、接続事業者は加算料全額を自己負担する必要があるため、当該エリアにおける実質的な費用負担に差異が生じることとなり、新規参入が実質的に閉ざされる可能性**がある。
  - ✓ NTT東西における交付金対象地域の拡大・変動に伴い、**加算料の適用対象エリアや金額は変動し得ることから、対象地域の接続事業者にとって回線当たりの負担額が突然大幅に増加する可能性があり、事業の予見性が損なわれる懸念**がある。

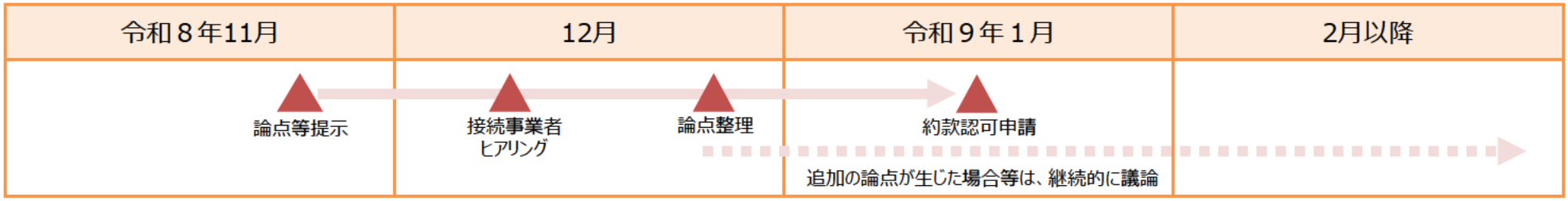
検討事項②　（ヒアリング項目）

- 以上の観点も踏まえ、**加算料方式又は控除方式のいずれの方式によることが適当と考えるか、関係事業者から説明を求める**こととしてはどうか。（または、これら以外のより適切と考える方式の提案も可）
- その際、**その方式によることが適当と考える合理的な理由**及び**他の方式を採った場合における具体的課題**について説明を求めるとともに、**事業者負担の公平性、対象地域の競争への影響、接続事業者の予見性、制度運営の安定性の観点から、以下の点についても説明を求める**こととしてはどうか。
- あわせて、**交付金対象地域を含む特別支援区域への現在の接続の状況及び今後の利用意向、それぞれの方式を採用した場合における利用意向への影響についても説明を求める**こととしてはどうか。

項目	内容
事業者負担の公平性	• 事業者間の費用負担の公平性をどう考えるか。交付金で補填されない特別支援区域に係る追加費用については、当該区域に参入している事業者のみ負担することが公平か。それとも、現行の接続料は、エリアによって利用様態に大きな差異が無いことから、高コストエリアに係る追加費用についても全国平均接続料の接続料原価に算入し、全事業者同一の接続料を設定していたことを踏まえれば、全事業者で広く負担することが公平か。
対象地域への参入への影響	• 対象地域への参入可能性への影響をどう考えるか。対象地域の接続事業者に加算料を負担させる場合、当該地域におけるFTTHサービスへの新規参入や事業継続の判断にどのような影響を与えるか。逆に、全事業者で広く負担する場合、交付金で補填されない他事業者による接続でのFTTHサービスへの参入促進につながるか。
接続事業者の予見性	• 接続事業者にとって将来負担する接続料の予見可能性があるか。第二種交付金の交付対象地域は公表されていないため、接続事業者にとってどの地域が加算料の適用対象となるか事前に把握することは困難であり、事業の予見性が損なわれる懸念はあるか。加算料方式を採用する場合、どのような方法により予見可能性を高めることが可能と考えるか。また、想定外の加算料の追加負担が生じた場合、どのような方法により影響を緩和することが可能と考えるか。
制度運営の安定性	• 制度運営や接続料算定等に要するコストをどう考えるか。今後、最終保障提供責務の導入により、対象エリアや件数が大幅に増加する可能性も踏まえ、継続的・効率的な制度運営の確保や規制対応コストの最小化の観点から、いずれの方式がより適切と考えるか。 • また、将来的な制度変更や対象エリア・件数の増減が生じた場合でも費用を適切かつ継続的に回収できるかという観点から、いずれの方式がより適切と考えるか。

検討スケジュール及びヒアリング項目

➢ 下記の日程により、NTT東西及び接続事業者等からヒアリングを行った上で、年内に論点整理を予定。



○ **第10回接続料の算定等に関するWG（11/27（金）（本日））**

・ 論点及びスケジュール等の案について事務局から提示、NTT東日本・西日本よりヒアリング

○ **第11回接続料の算定等に関するWG（12/８（火）実施予定）**

・ 対象地域における接続事業者及びその他の加入光ファイバ利用事業者からヒアリング

・ ヒアリング対象事業者は、下記のとおり

○ **第12回接続料の算定等に関するWG（12/21（月）実施予定）**

・ ヒアリング等を踏まえ、制度整備の方向性の案について、事務局から提示

○ **令和９年１月中旬目途**

・ NTT東西による約款認可申請に反映

第11回 ヒアリング対象事業者	ヒアリング形態
KDDI株式会社	発表
ソフトバンク株式会社	発表
ビー・ビー・バックボーン株式会社	資料提出
株式会社新潟通信サービス	資料提出
アルテリア・ネットワークス株式会社	資料提出
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	資料提出